

Your Success is our Success -貴社の繁栄のためにお役に立てることこそ私達の使命です-



決算書にも美しさを

トランポノミクスがスタートし、連日、強いアメリカ、アメリカファーストのニュースが流れます。世界のリーダーとしての使命感には、美しい世界をつくるという考え方が不可欠だろうと思いつながら、私達日本人の感覚からすると美しいとは感じられないメッセージ、理想と希望と夢よりも自分の利害優先の発想が語られました。謙虚さのない「俺が俺達が」についてでしたから、日本人の美意識からすると野暮で、奥ゆかしさと粋な心配りがやっぱりなかった。どうなる世界？と心配ですが、徐々に気付かざるを得ないのではないかと期待したいと思っております。

日本人が持つ古来からの「働く」は「他（はた）を楽にすること」という思想は本当に美しいです。人生とは、職場とは、仕事とは、修行であり挑戦です。自分を裏切らない生き方をする。それが「粋だ」と定義するなら納得できます。

どこからともなく押し寄せる様々な危険を予知したり、皆で知恵を出し合ったりして私達日本人はこの小さな島国で「おかげさま」「自分は生かされている」という感性で、美しい職場、美しい地域、美しい日本であり続けてきたのです。

美しい会社とは、社員が礼儀正しく、環境整備が行き届いている会社、よい社風の会社です。社員は、お客様に優しく、仲間を思いやり、仕事を通して感動や感謝を体験し成長している会社です。

組織論として2:6:2の法則があることは有名です。社員には優秀な社員が2割、普通の社員が6割、優秀でない社員が2割いるという法則です。

どの組織にも不平不満を言う人が2割いて「皆がこんな不満を持っていますよ」という。社長にとっては心を痛める要因としてご相談を受けたりしますが、考えてみて下さい。上位8割の人は、そんな不平不満を口に出したりはしないのです。前向きに努力し、自ら改善の知恵を出して、貢献してくれているのです。それで組織が成り立ち美しい組織・社風が保てているのです。感謝！です。

美しい決算書は、美しい損益計算書と美しい貸借対照表から成り立ちます。

本業で出した利益（＝営業利益）が多く、税引前利益が出ている損益計算書は美しく、本業以外の雑収入や特別利益の部が大きいのは、将来性への貢献度が不確かなので、美しいとは言えません。納税が出来れば残りは内部留保になります。現在の法人税等の実効税率（＝実際に負担する税率）は近年で最も低く、800万円超の所得であっても**23.4%**です。1000万円の所得は766万円が次の先行投資に使えるのです。

預金が多くて借入金が少なく、支払手形も受取手形もない方が望ましく、売掛金、棚卸資産や設備も回転率の良い会社、自己資本率の高い決算書（40%超を目指していただきたい）は美しい。

お客様には美しく元気な中小企業になっていただくために、よりパワーアップして伴走型のサポートを続けたい！このような使命感でこれからも優しく元気なスタッフとともに精一杯の努力をしていきたいと願っております。

平成29・30年度 建設工事等の入札参加資格審査申請の定期受付が始まっています。提出漏れがないようご確認ください！！

近隣の市町村等の提出期限（窓口持参の場合）は以下の通りです。提出先ごとに申請様式や提出書類が異なります。

提出先

朝日町、入善町、黒部市、魚津市、新川広域圏事務組合、滑川市、上市町、立山町、舟橋村

提出期限

平成29年2月28(火)

随時追加申請を受付しない自治体もありますのでご注意ください

☑忙しくて時間がとれない！☑途中まで準備したけどよくわからない...という方書類作成や代行申請（有料）を承っております。お気軽にお問合せください。



遺言書の作成は大事です！

2月に入り確定申告の季節となりました。
今年度の確定申告を一つの区切りとして遺言書を作成してみたいかでしょうか。
遺言書作成におけるポイントは以下の通りです。



Point 1 :なぜ遺言書が必要か？（遺言のメリット）

1 自分の遺志を伝えることができます

「会社は に継がせたい」や「あの は××にあげて欲しい」、
「お墓や仏壇は に管理して行ってほしい」 etc

2 相続させる財産に差をつけることができます

「生前よく面倒をみてくれた娘に多めに財産を・・・」ということも可能になります。

3 相続人以外の人に遺産分けすることができます

お世話になった恩人、お孫さん、息子のお嫁さんなどは通常、相続人でないので、遺産を受け取る事はできませんが、遺言書を書くことによって遺産を渡すことができます。「息子には十分に贈与したので孫へ贈与したい」、「甥や姪に会社を継がせたい」というような思いを伝えることも可能です。

4 相続手続きがスムーズに進むようになります

遺言書では相続人ひとりひとりに対して、「この財産をこれだけ相続させる」と指定する事ができるため、相続手続きがスムーズに進みます。

5 特例を使って税金を確実に少なくできます

遺言をしておらず財産が未分割の場合、「配偶者控除の特例」や「小規模宅地等の特例」といった特例による減額を適用できない可能性があります。



👉 豆知識

上記のように、遺言によって財産を自由に相続させることができます。しかし、近親者に遺産を残そうとする相続制度の趣旨から、妻や子など相続人にまったく財産が残らないような相続を許すことは望ましくないと考えられています。この自由に相続のできない一定額の財産を遺留分といいます。

Point 2 :おすすめの遺言方式

遺言の方式は法律で厳しく定められており、正しく作成しないと無効になってしまうので注意が必要です。そこで**アシシステム税理士法人**では**公正証書遺言**を推奨しています。

公正証書遺言のメリット

- ✓ 多少の費用がかかるものの、元気なうちに自分の思いを正確に残すことができる！
- ✓ 法律に詳しい公証人が作成するため、遺言内容や様式不備の心配がない！
- ✓ 意思能力はあるが筆記能力がないような状態でも、公証人に対して口頭で遺言の内容を伝えるだけで遺言の作成ができる！
- ✓ 遺言書の原本は120歳まで公証役場で保管され、書き換えられたり、破られたりする危険がない！
- ✓ 公証人と証人2名の立会いの下、遺言者の意思を確認しながら遺言書を作成するため、遺言の効力について不安がない！
- ✓ 検認手続き（家庭裁判所で遺言書を開封すること）が不要で、相続開始後、直ちに遺言書の内容を実行に移すことができる！相続人代表となる人がスムーズに名義変更等が可能！

この他の方式には、自筆証書遺言、秘密証書遺言等があります。

👉 豆知識

遺言は個人の意思を尊重するためのものですから、気が変わったら何回でも書き直す事ができます。公正証書遺言の場合は訂正を加えるのではなく、新たな遺言書を作成するのが原則です。

アシシステム税理士法人では、税務の専門家として節税対策をしっかりと検討しながら、万全の遺言書の作成をアドバイスさせていただきます。



うおづの未来を拓く
スゴイアイデア誕生の瞬間を見届けませんか？

ビジネスプランコンテスト 当日聴講者大募集！

2017.3.12 日 PM 1時～ ホテル グランミラージュにて
〒937-0041 富山県魚津市吉島1-1-20

1部 森永卓郎氏 基調講演 13:05～

「今後の中小企業のあり方～激動する日本経済を読む」

[講師プロフィール] 獨協大学教授・経済アナリスト。1957年7月、東京都生まれ。東京大学経済学部卒。経済企画庁総合計画局 労働力及び人的能力担当計画官付委嘱調査員、㈱三和総合研究所 経済・社会政策部 部長兼 主席研究員、三菱UFJリサーチ & コンサルティング(株)客員研究員などを歴任。



講師 森永卓郎氏

2部 公開プレゼンテーション 14:30～

ファイナリスト8名の熱いビジネスプラン！
聴講者の方にも会場審査員として投票していただきます。

あなたの一票が
魚津を変える！

聴講者には1人1票コンテスト
の投票権が与えられます。
途中退席はご遠慮下さい。

3部 結果発表・表彰式 17:15～

最優秀賞50万円、部門優秀賞20万円×2案、特別賞10万円×2案

表彰終了後、
交流会があります。

18:00～ (参加費:2,000円)
ファイナリスト、審査員、来場者等による交流会を行います。
起業ネットワークを広げる場、仲間づくりの場としてご活用ください。

聴講をご希望の方は、事前に申し込みが必要です。(先着200名) **応募期日 2月24日(金)**

【主催】魚津市【共催】魚津商工会議所
【お申込み方法】申込用紙は魚津市役所、事務局窓口または下記ホームページからダウンロードできます。
【うおづビジネスプランコンテストURL】<http://uozu-bpc.com/>
【魚津市URL】<http://www.city.uozu.toyama.jp/>
【E-mail】contest@uozu-bpc.com
【お問い合わせ先】コンテスト事務局 株式会社アシシステム(担当:柿沢) TEL:0765-22-5737

特設ページ

うおづビジネスプランコンテスト

検索

富山県内すべての市町村において平成29年度から 住民税の特別徴収が完全実施されます

Q1 特別徴収 1はしなくてははいけないですか？

所得税の源泉徴収義務のある事業主(給与支払者)は、法律で住民税を特別徴収することが義務付けられています。

Q2 従業員は家族だけなので特別徴収しなくても良い？

家族であっても特別徴収を行う義務があります。
ただし、常時2人以下の家事使用人 2のみに給与を支払う場合は特別徴収しなくても構いません。

Q3 従業員はアルバイトでも特別徴収が必要？

原則、全ての従業員から特別徴収しなければなりません。
ただし、表のA~Eに該当する場合は特別徴収を行わないことが認められています。

Q4 従業員数の少ない事業所でも特別徴収をしなくてはならないませんか？

しなくてはなりません。ただし、従業員が10人未満の事業所は申請により年12回納期を年2回にする制度(納期の特例)が利用できます。
申請様式「特別徴収税額の納期の特例に関する承認申請書」を各市町村へ提出してください。

Q5 従業員から普通徴収 3で納めたいと言われるのですが...

法律により住民税の源泉徴収義務は事業主にありますので、表の例外に該当しない場合は普通徴収は認められません。

【例外】特別徴収を行わないことが認められる場合	
普A	給与等の支払が常時2人以下の家事使用人 2のみ
普B	他の事業所で、特別徴収されている方
普C	毎月の給与から税額が引ききれない方
普D	給与の支払が不定期で、毎月ではない方
普E	退職者または退職予定者(5月末日まで)



- 1 特別徴収とは、給与から住民税を差し引いて納付する制度です。
- 2 家事使用人とは、お手伝いさん等家事一般に従事する方で、青色事業専従者とは異なります。事業専従者は特別徴収が必要です。
- 3 普通徴収とは、市町村からの納付書にて自分で納付する制度です。

帳簿書類は棄てずに保存しましょう！

2016年12月に東京の鉄道会社が、開業より11年間、領収書の控えを1年で廃棄していたとして、国税当局が法人税法違反で是正指導したとニュースになりました。

経理書類の保存期間は法律により定められています。主な書類の保存期間を確認してみましょう。

保存期間	書類名
永久	定款、株主名簿、登記関係書類、許認可書類、社則、特許などの知的所有権に関する書類、製品の開発・設計に関する重要な文書など
10年 (会社法・法人税法)	決算書、総勘定元帳、仕訳帳、現金出納帳、売上帳、仕入帳、売掛金元帳、買掛金元帳、固定資産台帳など
7年 (法人税法・所得税法)	棚卸表、領収書、預金通帳、請求書、注文請書、契約書、見積書、納品書など

ただし、青色欠損金の繰越控除の適用を受ける場合は、9年です。



法的には上記のように保存しなければならないこととされています。帳簿や書類を保存していないと、税務調査でのペナルティ、青色申告の取り消しなど、思わぬ事態を招くことになります。また、日々の業務、取引の証拠になる帳簿書類は、保存しておいたことで「助かった!」というケースがたくさんありますので、可能な限り長期間保存しておくことをおすすめしています。



☎937-0041 富山県魚津市吉島1丁目12番5号 ☎0765(22)5737 ☎0765(24)6500
 ☎930-0953 富山県富山市秋吉164番地17 ☎076(461)7401
 ☎939-2718 富山県富山市婦中町分田157 コンチネンタルビル ☎076(466)2009
 代表税理士 本田 百合子 社員税理士 深松 定 社員税理士 豊田 雅夫 税理士 成田 聡
 顧問税理士 小森 伸彦 顧問税理士 平井 伸治 本田百合子公認会計士・行政書士事務所



アシステム税理士法人

アシステム税理士法人

